

遠隔臨場試行工事特記仕様書

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」の対象工事であり、受注者における「段階確認等に伴う手持ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」の遠隔臨場を行うものである。

なお、本試行工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（愛媛県土木部）』の内容に準拠し実施する。

2. 試行内容

(1) 段階確認、材料確認、立会での確認

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声の双方向通信を使用して確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(2) 機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ等や既を使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(4) 費用

試行にかかる費用については、変更請負契約時において技術管理費に積上げ計上する